

日医発第 649 号（保険）
令和 6 年 7 月 16 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
細 川 秀 一

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、「義肢等補装具の支給について」（平成 18 年基発 0601001 号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、「要綱」という。）により実施され、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、要綱の一部が添付資料のとおり令和 6 年 6 月 27 付けで改正されましたのでご連絡申し上げます。

本改正内容に関する通達別添「義肢等補装具費支給要綱」等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07014.html) をご参照いただくとともに、ご不明点につきましては都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(令 6.7.3 基補発 0703 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)
- ・ 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(令 6.6.27 基発 0627 第 1 号 厚生労働省労働基準局長)

基補発 0703 第 1 号
令和 6 年 7 月 3 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 細川 秀一 殿

厚生労働省労働基準局
補 償 課 長

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

日頃より、労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和 6 年 6 月 27 日付け基発 0627 第 1 号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」により、労災保険における義肢等補装具費支給要綱の一部を改めましたので、お知らせいたします。

都道府県労働局あての通知及び改正後の義肢等補装具費支給要綱を添付いたしますので、貴会会員に対する周知を行っていただくなど、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

10 年 保 存
機 密 性 1
令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで

基 発 0627 第 1 号
令 和 6 年 6 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費の支給については、義肢等補装具費支給要綱（平成18年6月1日付け基発第0601001号。以下「要綱」という。）により実施しているところである。

令和6年3月29日付けで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」（以下「完成用部品の指定基準」という。）が改正されたことを踏まえ、要綱を別添のとおり改正したので、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 主な改正点

- （1）義肢等補装具費支給制度において支給対象とする種目について、告示の分類を踏まえ以下のとおり変更すること。
 - ①「上肢装具及び下肢装具」を「上肢装具、下肢装具及び靴型装具」に変更
 - ②「座位保持装置」を「姿勢保持装置」に変更
 - ③「歩行車」を「歩行器」に変更

- (2) 義肢等補装具費の支給基準及び修理基準について、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度と共通する部分については、告示及び完成用部品の指定基準の定めるところによることとし、要綱（別表を含む。）においては、労災保険独自の取扱いについて規定することとしたこと。
- (3) 義肢採型指導医を指定したとき及び報告事項に変更があったときの本省への報告を不要とすること。

2 運用上の留意事項

- (1) 名称変更する種目について、既存の申請書等を適宜読み替えて使用して差し支えないこと。
- (2) 改正後の要綱については、令和6年4月1日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用すること。

ただし、令和6年4月1日から令和6年6月26日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本通達の改正後の要綱に係る義肢等の価格が改正前の要綱に係る義肢等の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合には、改正前の価格を適用して差し支えないこと。